環境経営レポート

®環境省
エコアクション21
認証番号0003676

第81期（令和元年10月 1日～令和2年9月30日）

令和2年10月 1日　作成

山本建設株式会社

ごあいさつ

当社は1918年（大正7年）の創業以来、お客様の満足を第一に考え快適な街づくり、住まいづくりに邁進してまいりました。
公共施設、商業ビル、マンション、一般住宅の建築、道路工事、河川工事、上下水道管・ガス管埋設工事、電話線の敷設等により各種社会資本の整備で地域社会の信頼を培ってまいりました。
平成3年には、宅地開発、造成、造園工事などを施工してきた中でお客様とお客様の大切な財産である不動産の売買、仲介、賃貸管理を行う不動産取引の部門を発足させ、更に平成10年には、高性能耐震住宅である「テクノストラクチャー工法」を採用した個人住宅およびリフォーム事業を展開しました。

また平成２１年には、これまで積み重ねてきた環境活動を企業経営に取り入れ、経営基盤の強化を図るため、エコアクション21の認証を取得しました。

さらに、平成３０年には創業１００周年を迎え、これまで以上にお取引先様と地域社会の発展に貢献できる会社をめざし、時代に即した新商品やサービスを提供していく所存です。

『本社ビル』

目　　次

1．組織の概要 ――― P．4

組織図及び実施体制 ――― P．5

2．環境経営方針 ――― P．6

3．環境経営目標と実績 ――― P．7

4．環境活動計画 ――― P．１０

5．環境活動計画の取組状況 ――― P．１１

6．環境活動計画の取組結果と評価 ――― P．１２

7．各部署毎の取組結果と評価 ――― P．１９

8．環境関連法規等の取りまとめ ――― P．２０

9．環境コミニュケーション ――― P．２２

10．全体の評価と見直し ――― P．２３

1.組織の概要

1．事業所及び代表者名

山本建設株式会社　代表取締役　山本　良一

2．所在地

（　本　社　）　静岡県三島市南二日町8番39号
（伊豆の国営業　静岡県伊豆の国市長岡1201番地の2
（伊豆営業所）　静岡県伊豆市修善寺51-2
（資材センター）　静岡県田方郡函南町塚本97

3.環境管理の責任者及び担当者、連絡先

環境管理責任者　大橋　力
環境管理事務局　保里　直紀
TEL　055－975－4488　(代表)
FAX　055－975－4306　(代表)
ＨＰ　http://www.yamamotokensetu.co.jp
mail　yk4488@yamamotokensetu.co.jp

4．事業内容

・建設業　静岡県知事許可（特―29）第4263号
【許可の種類】　土木・建築・とび､土工・舗装・造園・水道施設
解体　工事業
・建設業　静岡県知事許可（特―30）第4263号
【許可の種類】　大工・左官・石・屋根・管・ﾀｲﾙ､れんが､ﾌﾞﾛｯｸ
鋼構造物・鉄筋・しゅんせつ・板金・ガラス・塗装
防水・内装仕上・熱絶縁、建具　工事業
・ 宅地建物取引業　静岡県知事（9）　第5610号
・一級建築士事務所　静岡県知事（17）第88号
・屋外広告業　静岡県知事（2）　第1181号

5．事業規模

活動規模	単位	H28.10～H29.9	H29.10～H30.9	H30.10～R1.9	**R1.10～R2.9**
決算期	期	78	79	80	**81**
売上高	百万円	6,093	4,947	5,015	**6,053**
従業員	人	81	80	80	**85**
床面積	m2	1,587.3	1,587.3	1,587.3	**1,587.3**

6. 対象範囲

全組織、全活動

組織図及び実施体制

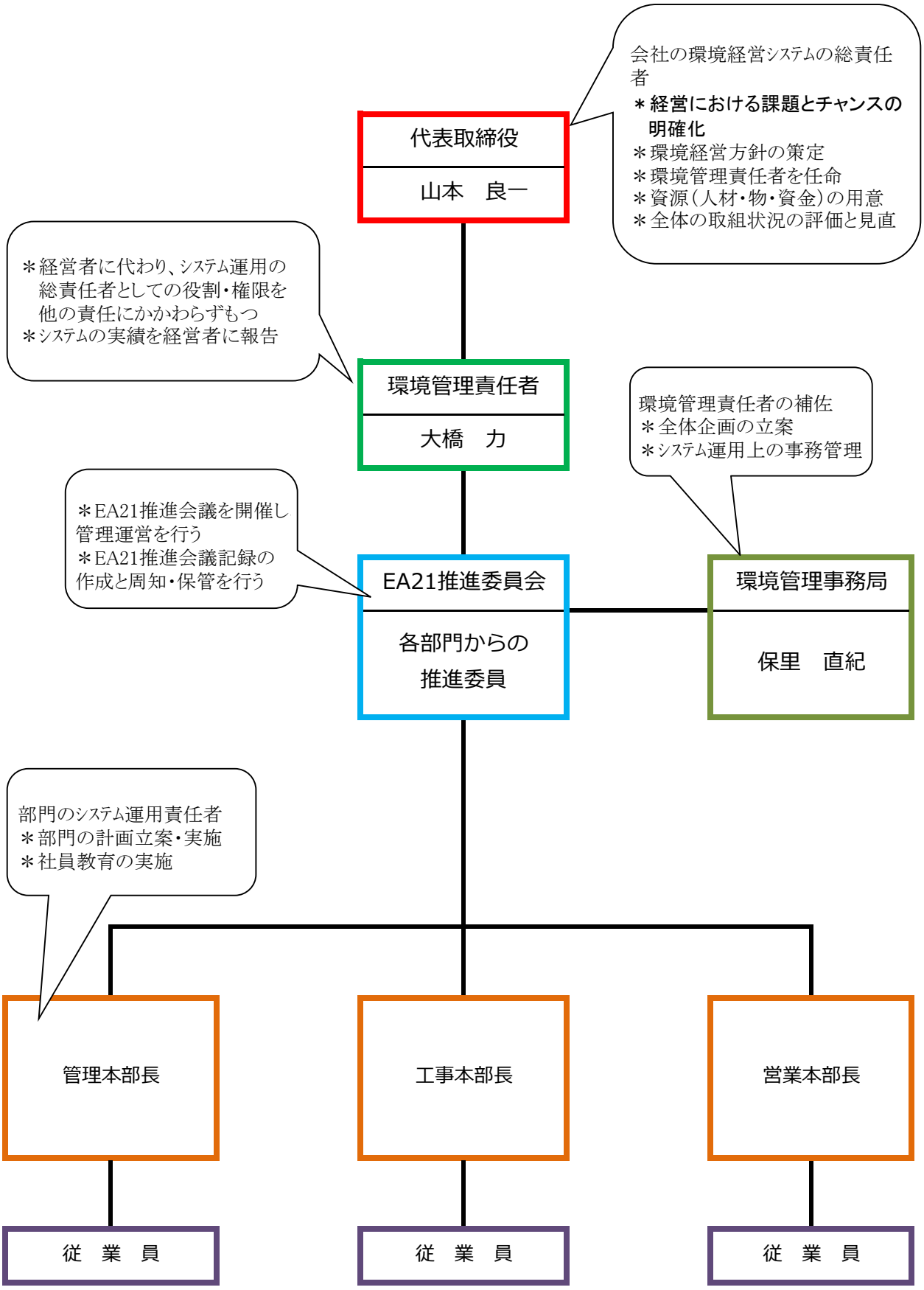
会社の環境経営システムの総責任者
＊経営における課題とチャンスの明確化
＊環境経営方針の策定
＊環境管理責任者を任命
＊資源（人材・物・資金）の用意
＊全体の取組状況の評価と見直
代表取締役
山本　良一
＊経営者に代わり、システム運用の総責任者としての役割・権限を他の責任にかかわらずもつ
＊システムの実績を経営者に報告
環境管理責任者
大橋　力
環境管理責任者の補佐
＊全体企画の立案
＊システム運用上の事務管理
＊EA21推進会議を開催し管理運営を行う
＊EA21推進会議記録の作成と周知・保管を行う
EA21推進委員会
各部門からの推進委員
環境管理事務局
保里　直紀
部門のシステム運用責任者
＊部門の計画立案・実施
＊社員教育の実施
管理本部長
工事本部長
営業本部長
従　業　員
従　業　員
従　業　員

２.環境経営方針

【基本理念】

山本建設株式会社は、1918年（大正7年）の創業以来『一致協力・良いものを造る』を経営理念の一つとし、街づくりのお手伝いをさせていただいて来ました。

総合建設業を営む事業所として、常に環境の保全を意識し自然環境を守る為に、社員一人一人が主体的に環境保全活動・地域社会への貢献に努めます。

【行動指針】

１・二酸化炭素総排出量の削減(電力・ガソリン・ガス等)

２・水資源使用量の削減

３・廃棄物の削減及びリサイクルの推進

４・紙資源使用量の削減及びリサイクルの推進

５・事務所周辺の清掃及び地域貢献活動(ボランティア)の推進

６・グリーン購入の推進

７・環境配慮型工事の受注及び施工の推進

８・環境関連法規の遵守

制定　平成２０年　９月　１日

改定　平成２９年１０月　１日

山本建設株式会社

代表取締役　山本　良一

3.環境経営目標と実績

1．中長期目標

中長期の環境経営目標については、78期の環境負荷実績を基準に79期～81期までの3年間に毎年1%減の最終年度時3%削減目標とした。
新たな中長期の環境経営目標は、81期の環境負荷実績を基準に毎年1%の削減目標とする。
＊81期の期間は、令和元年10月1日～令和2年9月30日である。

A）全体（事務所+現場）

全体（事務所+現場）								
	年度	78期	81期		82期	83期	84期	評価
項目	単位	（基準年）	（目標）	（実績）	（目標）	（目標）	（目標）	
削減目標	%	0.0	-3.0	0.0	-1.0	-2.0	-3.0	◎○△×
二酸化炭素搬出量の削	ｋｇ-ＣＯ2	262,809.4	254,925.1	175,095.7	17,334.5	171,593.8	169,842.8	◎
電力使用量の削減	ｋＷｈ	216,519.0	210,023.4	374,136.0	37,039.5	366,653.3	362,911.9	×
ガソリン使用量の削減	ℓ	56,235.0	54,548.0	51,039.0	5,052.9	50,018.2	49,507.8	◎
都市ガス使用量の	Nm3	13,686.0	13,275.4	13,113.0	1,298.2	12,850.7	12,719.6	◎
水資源使用量の削減	m3	3,604.0	3,301.9	3,764.0	372.6	3,688.7	3,651.1	△
廃棄物の削減	t	8,932.7	8,664.7	8,626.5	854.0	8,454.0	8,367.7	◎

・評価
◎重大な効果がある　○かなり効果がある　　△多少、効果がある　　×検討の必要がある。
・評価基準
◎（達成率120%以上）　　○（達成率100～120%）　　△（達成率80～100%）　　×（達成率80%以下）

・二酸化炭素排出係数は、東京電力ｴﾅｼﾞｰﾊﾟｰﾄﾅｰ㈱　0.462kg-co2/kWhを用いて計上している

（R1.7.22　環境省・経済産業省公表）

3.環境経営目標と実績

B）事務所

事務所								
	年度	78期	81期		82期	83期	84期	評価
項目	単位	（基準年）	（目標）	（実績）	（目標）	（目標）	（目標）	
削減目標	%	0.0	-3.0	0.0	-1.0	-2.0	-3.0	◎○△×
二酸化炭素　搬出量の削減	ｋｇ-ＣＯ2	207,062.3	200,850.4	44,646.3	44,199.8	43,753.3	43,306.9	◎
電力使用量の削減	ｋＷｈ	98,909.0	95,941.7	95,398.0	94,444.0	93,490.0	92,536.1	◎
ガソリン使用量の削減	ℓ	56,235.0	54,547.9	51,039.0	50,528.6	50,018.2	49,507.8	◎
都市ガス使用量の削減	Nm3	13,686.0	13,275.4	13,113.0	12,981.9	12,850.7	12,719.6	◎
水資源使用量の削減	m3	524.0	508.2	453.0	448.5	443.9	439.4	◎
一般廃棄物の削減	t	3.6	3.5	1.5	1.5	1.5	1.5	◎
事務用品ｸﾞﾘｰﾝ購入の推進（※）	円	305,809.0	315,267.0	379,462.0	383,294.9	387,206.1	391,197.9	◎
事務用品ｸﾞﾘｰﾝ購入の推進（※）	%	55.8	57.5	50.3	50.8	51.3	51.9	△

C）現場

現　場								
	年度	78期	81期		82期	83期	84期	評価
項目	単位	（基準年）	（目標）	（実績）	（目標）	（目標）	（目標）	
削減目標	%	0.0	-3.0	0.0	-1.0	-2.0	-3.0	◎〇△×
二酸化炭素　搬出量の削減	ｋｇ-ＣＯ2	55,747.1	54,074.6	130,449.4	129,144.9	127,840.4	126,535.9	×
電力使用量の削減	ｋＷｈ	117,610.0	114,081.7	278,738.0	275,950.6	273,163.2	270,375.9	×
水資源使用量 の削減	m3	3,080.0	2,987.6	3,311.0	3,277.9	3,244.8	3,211.7	×
産業廃棄物の削減	t	8,932.7	8,664.7	8,626.5	8,540.2	8,453.9	8,367.7	◎

・評価

◎重大な効果がある　〇かなり効果がある　　△多少、効果がある　　×検討の必要がある。

・評価基準

◎（達成率120%以上）　〇（達成率100～120%）　△（達成率80～100%）　×（達成率80%以下）

・二酸化炭素排出係数は、東京電力ｴﾅｼﾞｰﾊﾟｰﾄﾅｰ㈱　0.462kg-co2/kWhを用いて計上している。

（R1.7.22　環境省・経済産業省公表）

※増加の目標設定とする

2. 単年度目標(81期)

自らが提案する環境配慮に関する目標

＊81期の期間は、令和元年10月1日～令和2年9月30日である。

事務所（総務部）								
環境経営目標		地域貢献活動の実施						
項目	年度	78期	81期		82期	83期	84期	評価
	単位	（基準年）	（目標）	（実績）	（目標）	（目標）	（目標）	◎○△×
地域貢献活動	回	4	4	4	4	4	4	◎

作業所（土木部）									
環境経営目標			公共工事(請負金額3,000万円以上)の工期短縮						
部署	項目	単位	78期	81期		82期	83期	84期	評価
			（基準年）	（目標）	（実績）	（目標）	（目標）	（目標）	◎○△×
			0.0	9.0	0.0	3.0	6.0	9.0	
土木部	短縮率	%	0.0	9.0	15.7	16.2	16.6	17.1	◎

作業所（建築部）							
環境経営目標	環境ポイント						
部署	78期	81期		82期	83期	84期	評価
	（基準年）	（目標）	（実績）	（目標）	（目標）	（目標）	
	0.0	15.0	0	5.0	10.0	15.0	
建築部　住宅部門※	112.0	128.8	44.0	46.2	48.4	50.6	×

・評価

◎重大な効果がある　○かなり効果がある　△多少、効果がある　×検討の必要がある。

・評価基準

◎（達成率120%以上）　○（達成率100～120%）　△（達成率80～100%）　×（達成率80%以下）

※環境ポイントとは、当社独自の環境配慮型設備機器等を設計及び施工したポイントの事

4.環境活動計画

推進計画	施　　策	担当部署	担当	実施計画 R1.10.1～R2.9.30	備考（具体的方法）
1.電気使用量の削減	・ｴｱｺﾝの設定温度冷房28±1℃、暖房23℃に設定	各部	全員	→	各部会時に周知、徹底
	・ｸｰﾙﾋﾞｽﾞ・ｳｫｰﾑﾋﾞｽﾞを推奨				毎月の請求書より集計
	・昼休み及び無人にする部屋は消灯				
2.燃料使用量の削減	・不必要なアイドリングの禁止	各部	全員	→	各部会時に周知、徹底
	・不要な荷物を降ろす				毎月の請求書より集計
	・急発進、急加速の禁止				
	・タイヤの空気圧をこまめにチェックする				
	・エコタイヤの購入を促進する（新）				
3.水使用量の削減	・洗車時、不必要な水の垂れ流し禁止	各部	全員	→	各部会時に周知、徹底
	・洗い物は時間を決めてまとめて洗う	女子社員	全員		毎月の請求書より集計
	・現場内の散水は河川水及び雨水を出来るだけ使用する	工事部	現場担当		
4.ｺﾋﾟｰ用紙使用量の削減	・ｺﾋﾟｰ及びﾌﾟﾘﾝﾄｱｳﾄは必要最小限とする	各部	全員	→	各部会時に周知、徹底
	・FAX受信用紙は裏白紙を使用する				
	・ﾌﾟﾘﾝﾀｰの試し打ちは裏白紙を使用する				
	・不要受信FAXはプリントアウトしない				
5.廃棄物の適正な処理	・産業廃棄物の分別回収に努める	工事部	現場担当	→	工事部会時に周知、徹底
	・建設副産物は適正な処理場にて100%のﾘｻｲｸﾙを行う				
	・建設廃棄物はﾏﾆﾌｪｽﾄにて確実に管理する				
	・不要用紙は鈴与ｴｺﾌﾞｯｸｽを利用しﾘｻｲｸﾙする				
	・ﾃﾌﾟﾗｶｰﾄﾘｯｼﾞ、ｲﾝｸｶｰﾄﾘｯｼﾞはﾘｻｲｸﾙ回収に出す	各部	全員		
	・資機材及び仮設材の繰返し使用の徹底				
7.環境活動の推進ｻｲｸﾙ	・環境方針の掲示	環境事務局	全員	→	教育訓練は当社ISO
	・環境活動についての従業員への周知（10月）				教育訓練にて実施
	・年間活動計画のの策定・周知・実施				
	・環境ﾚﾎﾟｰﾄの作成・公表（1月）				
8.安全活動	・３Ｓ活動	各部	全員	→	月1回実施
	・安全パトロールの実施	工事部	安全責任者		工事現場毎に実施
	・ＫＹ活動等の実施		現場担当		年1回（6月）
	・安全大会の実施	総務部	全員		
9.地域貢献	・地域子供会の廃品回収時に新聞紙・ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ等提供	総務部	全員	→	年２回実施
	・小さな親切運動で河川及び道路等のゴミ拾いを実施			→ → → →	年４回実施
10.ｵﾌﾛｰﾄﾞ法の遵守	・軽油を燃料とする特定特殊自動車燃料の適正使用の徹底	工事部	全員	→	新規入場者教育時に周知、徹底。必要が生じた場合は納入伝票等で確認
11.ｸﾞﾘｰﾝ購入	・ｸﾞﾘｰﾝ購入品の購入	総務部	購買担当	→	購入努力
12.教育訓練	・教育訓練規定に基づき必要に応じて教育訓練を実施	環境事務局	全員	→	各部会時にて教育
13.内部監査	・取組状況の確認並びに問題の是正及び予防	環境事務局	全員	→	年2回実施
14.経営者による全体の評価と見直し	・ＥＡ21全体の取り組み状況を評価し、全般的な見直しを行い、必要な指示を行う。	管理責任者	社長	→	管理者会議、内部監査報告書、ＭＲ時で確認

5.環境活動計画の取組状況

1）次の三つの項目について、定期的に確認の上、評価する。

① 環境経営目標の達成状況

② 環境活動計画の実施状況

③ 法律等の遵守状況

※A　100%出来ている　　B　80%出来ている　　C　50%出来ている　　D　30%出来ている　　E　ほとんど出来ていない

活動計画の内容				評価		
推進計画	施策	担当部署	担当	段階	内容	次年度の活動
1.電気使用量の削減	・ｴｱｺﾝの設定温度冷房28±1℃、暖房23℃に設定	各部	全員	A	社内は徹底されていた。	継続
	・ｸｰﾙﾋﾞｽﾞ・ｳｫｰﾑﾋﾞｽﾞを推奨			A	ｸｰﾙﾋﾞｽﾞ・ｳｫｰﾑﾋﾞｽﾞは実施されている。	
	・不要電力の消費を抑制する。			A	パソコン不使用時はスリープ状態にする。	
	・昼休み及び無人にする部屋は消灯			A	昼休み等、照明を必要としない時間帯は消灯する。	
2.燃料使用量の削減	・不必要なアイドリングの禁止	各部	全員	A	社内は徹底されていた。	継続
	・不要な荷物を降ろす			B	不要な荷物の積載がある。	
	・急発進、急加速の禁止			A	社内は徹底されていた。	
	・タイヤの空気圧をこまめにチェックする			A	給油時に各自でチェック出来ている。	
	・エコタイヤの購入を促進する			B	引き続き促進に努める。	
3.水使用量の削減	・洗車時、不必要な水の垂れ流し禁止	各部	全員	A	不必要な垂れ流しはなかった。	継続
	・洗い物は時間を決めてまとめて洗う	女性社員	全員	A	守られている。	
	・現場内の散水は河川水及び雨水を出来るだけ使用する。	工事部	現場担当	B	河川水等放水工が可能な現場は河川水にて散水した	
4.ｺﾋﾟｰ用紙使用量の削減	・ｺﾋﾟｰ及びﾌﾟﾘﾝﾄｱｳﾄは必要最小限とする	各部	全員	A	社内及び現場でも徹底された。	継続
	・FAX受信用紙は裏白紙を使用する			A	社内及び現場でも徹底された。	
	・ﾌﾟﾘﾝﾀｰの試し打ちは裏白紙を使用する			A	社内及び現場でも徹底された。	
	・不要受信FAXはプリントアウトしない			A	社内及び現場でも徹底された。	
5.廃棄物の適正な処理	・産業廃棄物の分別回収に努める	工事部	現場担当	A	廃棄物の適正な処理は100%出来ている。	継続
	・建設副産物は適正な処理場にて100%のﾘｻｲｸﾙを行う			A	〃	
	・建設廃棄物はﾏﾆﾌｪｽﾄにて確実に管理する			A	全ての工事では電子ﾏﾆｭﾌｪｽﾄで対応。	
	・資機材及び仮設材の繰返し使用の徹底			A	資機材及び仮設材の繰返し使用は出来ている。	
	・事務用品はｸﾞﾘｰﾝ購入を行い、廃棄物の量を減らす	各部	全員	C	全てではないが、購入出来る物から少しずつ。	
	・不要用紙は鈴与エコボックスを利用しﾘｻｲｸﾙする			A	事業所の不要紙は100%ｴｺﾎﾞｯｸｽを利用出来ており良好	
	・ﾃﾌﾟﾗ・ｲﾝｸｶｰﾄﾘｯｼﾞはﾘｻｲｸﾙ回収ボックスに出す			A	ﾘｻｲｸﾙ回収ﾎﾞｯｸｽを利用出来ており良好	
6.環境関連法規の遵守	・環境関連法規についての教育（4月・10月チェック）	各部	部長	A	10月各部会時に教育を実施した。 4月各部会時に教育を実施した。	継続
7.環境活動の推進ｻｲｸﾙ	・環境経営方針の掲示	環境事務局	推進委員会	A	今後は環境経営マニュアルにて実施する。	継続
	・環境活動についての従業員への周知（10月）					
	・年間活動計画のの策定・周知・実施					
	・環境経営ﾚﾎﾟｰﾄの作成・公表（1月）					
8.安全活動	・３Ｓ活動	各部	全員	A	COHHSMSマニュアルにて実施する。	継続
	・安全パトロールの実施	工事部	担当者			
	・ＫＹ活動等の実施		担当者			
	・安全大会の実施	各部	全員			
9.地域貢献	・地域子供会の廃品回収時に新聞紙・ダンボール等提供	総務部		A	4回/年実施した。	継続
	・小さな親切運動で河川及び道路等のゴミ拾いを実施					
	・里親道路の清掃及び企業花壇の整備	営業部	全員	A		
10.ｵﾌﾛｰﾄﾞ法の遵守	・軽油を燃料とする特定特殊自動車燃料の適正使用の徹底	工事部	全員	B	引き続き使用努力をする	継続
11.ｸﾞﾘｰﾝ購入	・ｸﾞﾘｰﾝ購入品の購入	総務部	購買担当	B	引き続き購入努力をする	継続
12.教育訓練	・教育訓練規定に基づき必要に応じて教育訓練を実施	環境事務局	全員	A	各部会時(毎月)に実施	継続
				A	緊急事態訓練　1回/年実施した。	
14.経営者による全体の評価と見直し	・ＥＡ21全体の取り組み状況を評価し、全般的な見直しを行い、必要な指示を行う。	管理責任者	社長	A	全体的な見直しの必要性なし	継続

６.環境活動計画の取組結果とその評価

１・二酸化炭素の削減

（1）電気使用量・都市ガス使用量の削減

省エネ型(LED等)器具への転換状況

間引き点灯の推奨状況

昼休み時間帯は消灯する>

シール等により設定温度を表示する。

パソコン不使用時はスリープ状態にする

取組結果

主要な環境活動計画の取組項目	事務所	作業所
・エアコンの設定温度を表示する。		
①シール等により設定温度を表示する。	○	○
②クールビズ、ウォームビズの推奨	○	／
・不要電力の消費を抑制する。		
①間引き点灯の推奨	○	○
②パソコン不使用時はスリープ状態にする。	○	○
③昼休み等、照明を必要としない時間帯は消灯する。	○	○
④省エネ型(LED等)器具への転換	○	／

○…取組を行えた　×…取組を行えていない　／…該当しない

評　価

事務所の中長期目標である基準値(78期)より3%削減は、本社の主要照明のLED化及び不要な電気の不使用等、ガソリンの使用量削減等により二酸化炭素の排出量は大幅に削減出来た。

今後も、更にクールビズ、ウォームビズの推奨を進めていきたい。
現場において電力消費量は増加している。要因としては中規模な現場が例年より多かった為と考えられる。
次年度の取組として、仕事の効率化を図ることで、時間外労働を軽減し省エネ効果を考えていきたい。

（2）ガソリン使用量の削減

排出ガス対策型の重機・機械を使用

取組結果

主要な環境活動計画の取組項目	事務所	作業所
・始動時の長時間アイドリングは止める。	○	○
・適正な速度で運転する。		
①法定速度を遵守する。	○	○
②急発進、急停車を禁止する。	○	○
・不要な荷物は降ろす。	○	／
・通勤車両の日常整備点検	○	○
・排出ガス対策型の重機・機械を使用	／	○
・現場への乗り合わせ	○	／

○…取組を行えた　×…取組を行えていない　／…該当しない

評　価

ガソリンの使用量減少は、遠方の現場が少なく社用車の走行距離が減少し、今期のガソリン使用量が減ったと考えられます。
また、一車両あたりの燃費効率は良くなっており日常の整備点検、エコドライブの推奨が効果を発揮したと考えられます。
次年度の取組として、現場への打合せ等は極力乗り合わせを考え、且つ、燃費効率の良い社用車導入を検討して行きたいと考えています。

2・水資源使用量の削減

（1）節水活動

社内掲示物等により節水活動を推進する

取組結果

主要な環境活動計画の取組項目	事務所	作業所
・社内掲示物等により節水活動を推進する。		
①適正な洗車及び洗車時間を短縮する。	○	○
②建設現場での散水は可能な限り雨水や河川の水を利用。	／	○
③社内の洗い物は時間を定めてまとめて洗う。	○	／

○…取組を行えた　×…取組を行えていない　／…該当しない

評　価

全社としての中長期目標である基準値(78期)より3%削減は未達成でした。
作業所の防塵対策の散水等、やむを得ない事もあるが引き続き節水に心掛け、
事務所の使用量は微減した為、更なる節水に努める。

3・産業廃棄物の搬出量削減

（1）建設廃材、一般廃棄物の削減

産業廃棄物の分別排出の徹底

取組結果

主要な環境活動計画の取組項目	事務所	作業所
・電子マニフェストにて管理する。	○	○
・分別排出を徹底する。	○	○
・再資源化された資材を利用する。	○	○

○…取組を行えた　×…取組を行えていない　／…該当しない

評　価

一般廃棄物は、例年行われている事務所の大掃除で発生する書類・不用品等が毎年同水準で発生しております。

現場での産業廃棄物排出量は微減した。今期は大規模な解体工事がなかった為、微減したと思われる。

次年度の取組として、廃棄物の削減に取組ながら、出来る限り資源の再利用を推進していきます。

（2）一般廃棄物の削減及びリサイクルの推進

各種カートリッジの回収ＢＯＸ

再生用紙回収箱の設置

裏紙利用の励行

取組結果

主要な環境活動計画の取組項目	事務所	作業所
・裏紙利用の励行	○	○
・封筒の再利用	○	○
・段ボール等の再利用	○	○

○…取組を行えた　×…取組を行えていない　／…該当しない

評　価

FAX受信用紙は裏白紙を使用するし、不要受信FAXはプリントアウトしないなどリサイクルに対する意識は、社員全体で高く今後も継続してリサイクル率を高めていきたい。

次年度の取組として、今期同様、封筒の再利用等出来る限り資源の再利用を推進していきます。

４・地域貢献

（1）地域貢献活動の推進

三島市長との協定による、定期的な市道の清掃及び除草状況

古紙を地元の子供会に提供

『企業花壇』として整備・維持・管理

三嶋大社境内整備奉仕作業

使用済切手の寄付

取組結果

主要な環境活動計画の取組項目	事務所	作業所
・地域子供会の廃品回収時に新聞紙・ダンボール等提供	○	○
・小さな親切運動で河川及び道路等のゴミ拾いを実施	○	○
・里親道路の清掃及び企業花壇の整備	○	○

○…取組を行えた　×…取組を行えていない　／…該当しない

評　価

里親道路の清掃及び企業花壇の整備、中高大学生対象とするインターンシップの受入れ、三嶋大社への奉仕作業、地域子供会の廃品回収への協力及び他社主催での地域貢献活動(小さな親切運動、担い手人材育成事業、植樹ツアー)など積極的に社会貢献活動に参加して参りました。
次年度の取組として、事務所の主要推進事案として進めていきたいと思います。

５・グリーン購入適合品の購入（活動目標　全対象品の５０.２%）

（1）地球にやさしい商品の購入を増やす。

グリーン購入法適合品の購入（一例）

取組結果

主要な環境活動計画の取組項目	事務所	作業所
・グリーン購入対象商品を把握する。	○	○
・グリーン購入対象商品を購入する。	○	○

○…取組を行えた　×…取組を行えていない　／…該当しない

評　価

今年度は、903品目(適合率50.3%)の事務所用品の購入をし、全対象品の50%以上を上回った。不適合品の方が安価な品が多いが、
社内で評判が良かった品については購入量を増やしていきたい。
次年度の取組として、今年度同様以上の購入品比率を高めていきたい。
現場としても、継続して高炉セメント、再生アスファルト骨材等を資材として活用して行きたいと思っております。

６・環境教育・訓練の実施

（1）定期的な教育・社内推進委員会

全社教育状況

EA21推進委員会

緊急事態訓練　　油の流出を想定した油回収訓練

緊急事態訓練　　発電機可動訓練

取組結果

主要な環境活動計画の取組項目	事務所	作業所
各部署にて教育・訓練を行った。	○	○
社内審査員による内部監査を行った。	○	／
環境上の緊急事態への準備及び対応も含め訓練を行った。	○	／

○…取組を行えた　×…取組を行えていない　／…該当しない

評　価

今年度は、11月での油の流出を想定した油回収訓練、又、災害時での事業継続計画(BCP)として、月一回で開催される実務訓練(安否確認・非常用発電機・避難誘導訓練・救護訓練)及び災害協定締結に基づく活動、市町村主催の被災建物応急危険度判定連絡訓練等、多数の訓練に参加して参りました。
次年度の取組として、今年度同様日々の訓練を実施し万が一での対応をスムーズに行えるようにしていきたいと思います。
又、現場では塗料等の有機溶剤について化学物質の安全性に関する情報伝達を化学物質安全データシート等で確認し保管管理を確実にしていく。

７・各部署毎の取組結果の評価

土木工事部門

目標：公共工事(請負金額3,000万円以上に限る)の工期短縮
結果：

①(仮称)国道舗装修繕工事
契約工事期間２１４日
実施工事期間２０９日　・・・　５日短縮

②(仮称)農道舗装補修工事
契約工事期間１５１日
実施工事期間１４７日　・・・　４日短縮

③(仮称)一級河川災害対策工事
契約工事期間１６０日
実施工事期間１４６日　・・・１４日短縮

④(仮称)県道舗装修繕工事
契約工事期間１１９日
実施工事期間　９８日　・・・２１日短縮

⑤(仮称)国道道路建設工事
契約工事期間３６３日
実施工事期間３３８日　・・・２５日短縮

⑥(仮称)国道橋梁下部工事
契約工事期間３５８日
実施工事期間３５０日　・・・　８日短縮

⑦(仮称)国道橋梁下部工事
契約工事期間５１８日
実施工事期間５０２日　・・・１６日短縮

⑧(仮称)一級河川災害対策工事
契約工事期間２５２日
実施工事期間２４２日　・・・１０日短縮

⑨(仮称)県道橋梁下部工事工事
契約工事期間５８５日
実施工事期間５６４日　・・・２１日短縮

⑩(仮称)県道舗装修繕工事
契約工事期間１４９日
実施工事期間１１６日　・・・３３日短縮

以上１０現場を対象に平均１５.７%の工期短縮が達成出来た。
これにより、約950万円の経費を削減出来た。

建築工事部門

目標：設計施工物件　環境ポイント１２８.８pt取得
結果：

新築物件　１件（計４４pt）
増改築物件０件（計　０pt）　　計４４pt

今期は、受注件数が思うように伸びず目標が未達だったが、
来期に向けもっと積極的に環境関連の商品の売り込み等に
力を入れて、目標達成に向けて頑張りたい。

8． 環境関連法規等の取りまとめ

評価日：2020年9月30日　　評価者　管理責任者

環境関連法規等の名称	規制概要	規制詳細	規制の適用	遵法評価
廃棄物処理法	事業者の責務（法第3条）	廃棄物の適正処理、施策協力	産業廃棄物排出時マニュフェストで管理）（県発注工事は電子マニュフェストで管理）	○
	産業廃棄物処理（法第11条）	事業者の責任で自ら処理		
	産業廃棄物保管（施行規則　第8条）	飛散、流出、地下浸透の防止 保管場所に掲示板（60cm以上）		
	産業廃棄物委託基準（法第12条第5項～第7項、法第12条の2第5項～第7項）（令第2条の4第5号ヘ、規則第1条の2第7	運搬、処分許可業者との委託契約 契約書に許可書の写しを添付 契約書を5年間保管（終了日より） 特別管理廃棄物廃アスベストの基準に従う		○
	産業廃棄物管理票（法第12条の3、4、5）	管理票（マニュフェスト）の交付 Ｂ2票を10日以内に受領 Ｄ票を90日、Ｅ票を180日以内に回収 管理票の写しを5年間保存 マニュフェストの年間集計及び知事への報告	毎年6月30日までに提出	○
	多量排出事業者	計画書及び実施報告書の提出	毎年6月30日までに提出	O
静岡県県条例（産業廃棄物の適正な処理に関する条例）	処分業者の実地確認等	処分場の定期的な視察	１回／年以上	O
省エネ法	電気の需要の平準化に関する所要な措置等（法第1条）	建築物及び機械器具等についてのエネルギー の使用の合理化に関する措置、電気の需要の 平準化に関する措置その他エネルギーの使用 合理化を総合的に進めるための措置を講ずる	努力義務	○
改正フロン法	館内業務用冷凍空調機の点検（管理者判断基準第	館内空調機の簡易点検（４半期に１回以上） 館内空調機の定期点検（３年に１回以上）	該当あり 該当なし	O -

○…取組を行えた　×…取組を行えていない　／…該当しない

環境関連法規等	規制詳細	遵法評価
騒音規制法	・特定建設作業（法2条、法14条、騒音規制法施行令別表第2） ○杭打機（もんけんを除く）杭打機又は杭打ち抜き（油圧式杭打ち機を除く）を使用する作業（杭打機をアースオーガーと併用する作業を除く） ○びょう打機を使用する作業 ○削岩機を使用する作業（1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る ○空気圧縮機（原動機の定格出力15ＫＷ以上・電動機以外の原動機を用いるもの） ○バックホー（原動機の定格出力80ＫＷ以上・騒音について環境大臣が指定するものを除く） ○トラクターショベル（原動機の定格出力70ＫＷ以上・騒音について環境大臣が指定するものを除く） ○杭打機作業 ○ブルドーザー（原動機の定格出力40ＫＷ以上・騒音について環境大臣が指定するものを除く）	○
振動規制法	・特定建設作業（法2条、法14条、振動規制法施行令別表第2） ○杭打機作業　○舗装破砕機を使用する作業 ○鋼球を使用し建築物等を破壊する作業　○ブレイカーを使用する作業	○
建築基準法	・建築物の建築・土地の形状の変更等に関連するもの（法2条13項）	○
大気汚染防止法	・VOC規制法（VOCが入った壁材料は使用しない）・フォースター規制（法第2条）	○
建設ﾘｻｲｸﾙ法	・分別解体等の実施義務（法第9条） ○受注者の分別解体等の義務（建設資材廃棄物の分別） ○発注者又は自主施行者の届出（工事着手の7日前までに知事に届け出る） ○元請業者の届出に係る事項の説明(上記事項を記載した書面を発注者に交付、説明) ○請負契約書面の記載事項（分解解体の方法、解体工事費、施行規則等） ○再資源化の実施義務（分別解体等で生じた特定建設資材廃棄物の再資源化）	○
建設業法	・基準の遵守	○
グリーン購入法	・購入の努力	○
オフロード法	・軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油を選択する	○
静岡県県条例	・静岡県環境基本条例　・静岡県地球温暖化防止条例 ・静岡県生活環境の保全等に関する条例　・静岡県福祉のまちづくり条例 ・静岡県開発行為等の規則に関する条例　・静岡県屋外広告物条例 ・水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例 ・景観法に規定する景観整備機構の指定に関する規則	○
三島市条例	・三島市環境基本条例　・三島市景観条例 ・三島市建築協定条例	○
労働安全衛生法	フォークリフト及び天井クレーンの設置・維持 ○年次点検の実施及び点検表の保管	○
消防法	消防用設備等の設置・維持 ○点検の実施及び点検表の保管	○

○…取組を行えた　×…取組を行えていない　／…該当しない

1）令和元年10月1日～令和2年9月30日実施結果　※環境関連法規に対して違反はありませんでした。

2）法規制違反・訴訟についてはありませんでした。

9．　環境コミニュケーション

・実施事項

（１）　環境経営レポートを作成公表

当社ホームページに
環境活動レポート連載中
ＨＰ
http://www.yamamotokensetu.co.jp

（２）　外部からの情報提供

①　外部からの苦情や要望を受付、必要な対応を記録する。

②　環境上の苦情及びトラブルは当社の品質マネジメントシステム不適合管理規定により処理する。

※　実施状況

令和元年10月1日～令和2年9月30日の間、
環境上の苦情やトラブルはありませんでした。

10.全体の評価と見直し（Action)

四半期毎の環境活動目標達成状況報告状

（１）　環境管理責任者の改善意見

次年度も主要な環境活動計画を立案・計画し、８2期は
環境活動目標を確実に達成出来る様、燃費及び再資源化率、
リサイクル率を高める努力を継続する。

令和　2年　9月30日

（２）　社長の評価と見直しの結果

①　環境方針については、平２９年１０月１日より当社の基本理念を
盛込んだ環境方針に改訂しました。
当社は昨年に創立100周年を迎え新たな節目を迎えました。
全ての社員がエコアクション21の取組内容が理解出来るように、
継続した指導・教育を御願い致します。

②　環境目標については、新たに設定した中長期目標3年目となりました。
現場の量や場所等により、目標の未達成があるが今以上に
環境への配慮を念頭において、目標達成に向け頑張っていきたい。
今後は、事務所の取組は順調に結果を残しているので、現場での
節電・節水等検討していきたい。

③　その他については、ガイドラインの改訂に伴い改めて従業員一同
に教育をし理解を深めていきたい。

令和　2年　9月30日

（３）　次年度への取組

次年度は昨年度を基準に、新たな中長期の目標を定め目標達成に向けて
邁進して行きたい。
マンネリ化しないようエコアクション21推進委員のメンバーを定期的に
変更し、環境活動に対する理解を深めて行きたい思います。
又、重点目標として環境配慮型工事の受注及び施工の推進、工事期間の短縮、
地域貢献活動の推進等を目標の重点項目に加え業務していきます。